



平成20年4月1日から施行されます

洞爺湖町環境条例 洞爺湖町さわやか環境条例

条例ではこのようなルールが決められています。

今後も、広報誌等にて周知いたします。

ごみ収集日以外のごみ出し禁止



ごみ収集日以外にごみをごみ集積場所に出してはいけません。
また、ごみ収集日に指定品目以外のごみを出してはいけません。

【抜粋】（ごみ収集日以外のごみ出しの禁止）

第10条 町民及び滞在者等は、ごみ収集日以外に、ごみをごみ集積所に出してはならない。

2 町民及び、滞在者等は、ごみ収集日に指定品目以外のごみを出してはならない。

空地などの適正管理

空地及び遊林地の占有者等は、占有する空き地等の草刈を行うなど清潔を保つとともに、廃棄物が捨てられないように適正な管理をしなければなりません。

【抜粋】（空き地、廃材等の適正管理）

第13条 空き地及び遊休地の占有者等は、その占有する空き地等の草刈りを行うなど清潔を保つとともに、みだりに廃棄物が捨てられることのないように適正な管理をし、又は投棄された廃棄物の除去等その他必要な措置を講じなければならない。

2 建設資材及び廃屋、廃車等の占有者等は、堀等の設置等必要な措置を講じて、環境、景観及び安全の保持に努め適正に管理しなければならない。

3 事業者は、事業活動に伴って生じた資材、土砂、がれき、廃材等を適正に管理し生活環境保全上支障がないようにしなければならない。



緑 化 義 務

町民及び土地占有者等においては、花及び花木を植えてさわやかな環境を育むよう緑化に努めなければいけません。



【抜粋】（緑化義務）

第14条 自然と町民生活の調和を図り、良好な環境の形成に資するため土地の占有者等は、当該土地の緑化に努めなければならない。

2 町、町民及び滞在者等、事業者及び占有者等は、花及び花木を植えてさわやかな環境を育むよう努めなければならない。